

永山まちづくり実行委員会
令和5年度地域活動計画
(R5年5月改訂版)

<記載項目>

1	地域まちづくりの地域目標	1
2	令和5年度事業計画	1
3	令和5年度永山まちづくり推進協議会の事業実施体制一覧	3
4	令和5年度各事業の一覧(総括表)	4
5	永山まちづくり実行委員会名簿, 規約	6
6	各事業の詳細(事業計画書・委員名簿)	9
7	平成27～令和4年度の事業経過	35

1 永山地域まちづくりの地域目標

屯田の歴史を引き継ぐ地域住民が結束したまちづくり

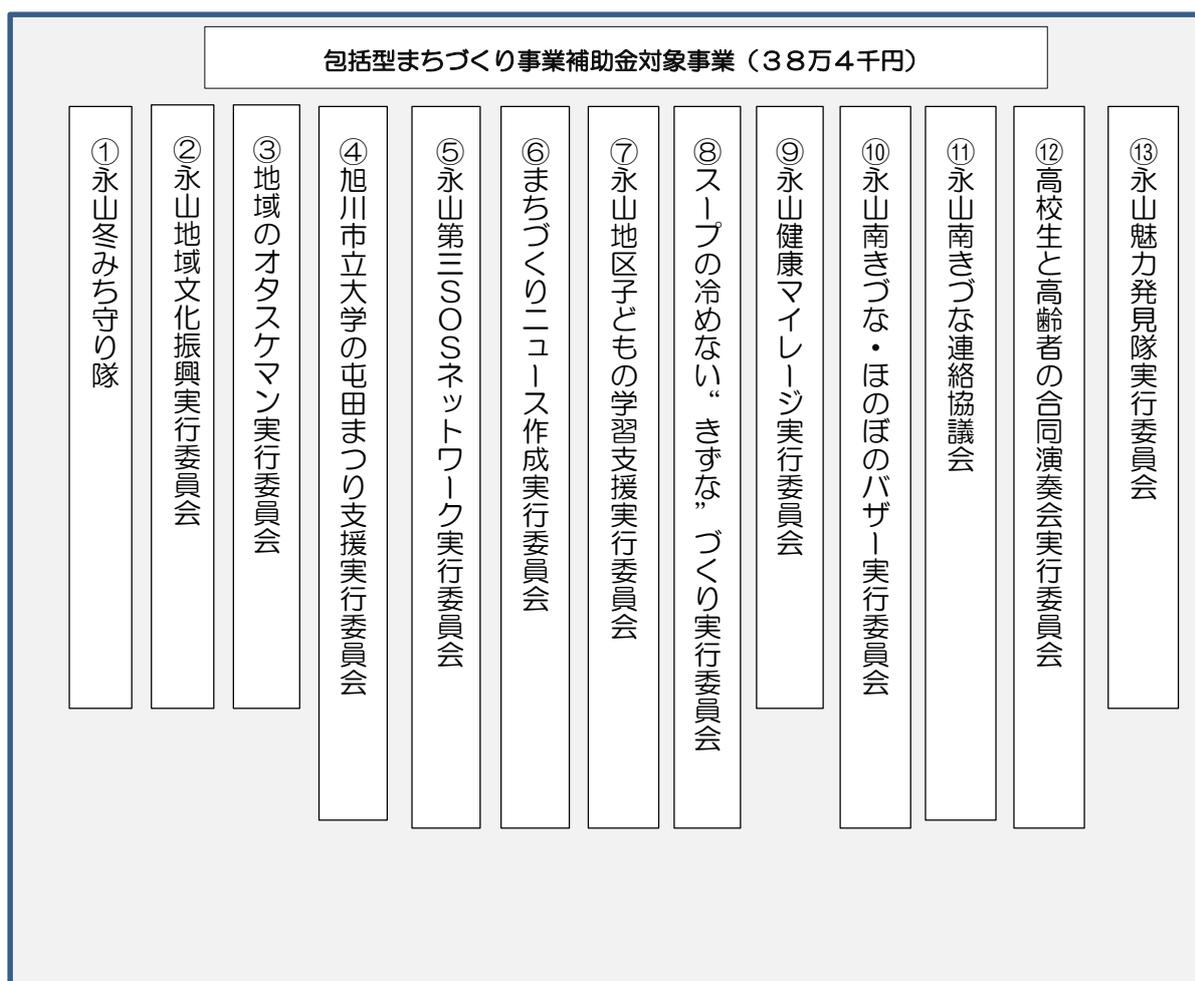
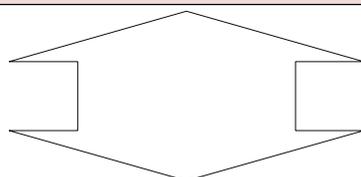
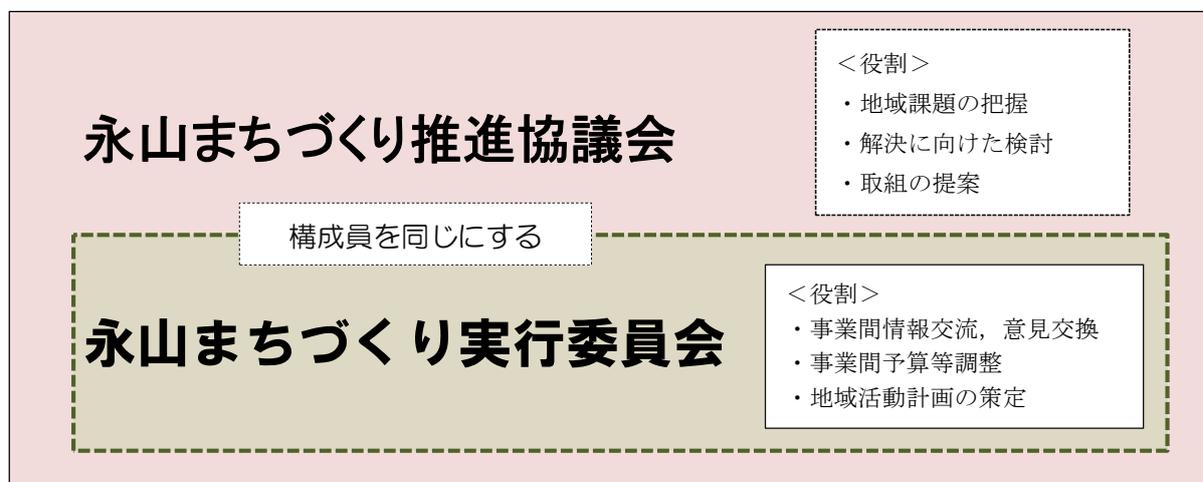
2 令和5年度事業計画（包括型まちづくり事業補助金対象事業）

事業計画書

事業名	永山まちづくり推進事業
事業の目的 ・実施内容	<p>1 事業の目的</p> <p>様々な地域課題に対応するため、事業を実施する各実行委員会が互いに情報共有し連携・調整することで、課題に対し効率的かつ効果的な解決策の対応を図り、地域力の更なる向上を目指すことを目的とする。</p> <p>2 実施内容</p> <p>永山まちづくり推進協議会において作成された「永山まちづくり推進プログラム」に基づき各種事業の企画・実施を行う。</p> <p>各事業の進捗状況を共有し、効率的かつ効果的に行われるよう全体の事業調整等や、事業の実施に伴う効果や課題等を整理し報告する。</p> <p>なお、地域活動計画に基づく包括型まちづくり事業は、次のとおり(13事業)。</p> <p>○実施主体 ～ 永山まちづくり実行委員会</p> <p>(1) 地域自主除排雪事業 [事業主体：永山冬みち守り隊]</p> <p>(2) 永山地域文化保存・振興事業 [事業主体：永山地域文化振興実行委員会]</p> <p>(3) 地域のオタスケマン事業 [事業主体：地域のオタスケマン実行委員会]</p> <p>(4) 旭川市立大学の屯田まつり支援事業 [事業主体：旭川市立大学の屯田まつり支援実行委員会]</p> <p>(5) 永山第三 SOS ネットワーク事業 [事業主体：永山第三 SOS ネットワーク実行委員会]</p> <p>(6) まちづくりニュース作成事業 [事業主体：まちづくりニュース作成実行委員会]</p> <p>(7) 永山地区子どもの学習支援事業 [永山地区子どもの学習支援実行委員会]</p> <p>(8) スープの冷めない“きずな”づくり事業 [スープの冷めない“きずな”づくり実行委員会]</p>

	<p>(9) 永山健康マイレージ事業 [永山健康マイレージ実行委員会]</p> <p>(10) SDGsに取り組もう ～永山南きづな・ほのぼのバザー [永山南きづな・ほのぼのバザー実行委員会]</p> <p>(11) 永山南地域ボランティア養成事業 [永山南きづな連絡協議会]</p> <p>(12) 高校生と高齢者の合同演奏会事業 [高校生と高齢者の合同演奏会実行委員会]</p> <p>(13) 永山魅力発見隊事業 [永山魅力発見隊実行委員会]</p>
事業期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

3 令和5年度永山まちづくり推進協議会の事業実施体制一覧



4 各事業一覧（総括表）

1) 包括型まちづくり事業補助金対象事業（予算額38万4千円） … 13事業

事業名称	事業内容等	補助費 (総事業費)	実行体制	備考
1 地域自主除排雪事業	・永山第三地域の冬季の冬みちを守る活動を、他の地域に広める。	10千円 (10千円)	永山冬みち守り隊 (会長：葛西 輝昭) 委員数：9名	
2 永山地域文化保存・振興事業	・地域の文化活動に関する協議を行っていく。	10千円 (10千円)	永山地域文化振興実行委員会 (会長：信木 晴雄) 委員数：8名	
3 地域のオタスケマン事業	・町内会やボランティア活動等を地域の小学校の授業を通じて宣伝・普及していく。	10千円 (10千円)	地域のオタスケマン実行委員会 (会長：葛西 輝昭) 委員数：4名	
4 旭川市立大学の屯田まつり支援事業	・旭川市立大学屯田まつりサークルと永山第二地区市民委員会のおんどんづくり	10千円 (10千円)	旭川市立大学屯田まつり支援実行委員会 (会長：信木 晴雄) 委員：13名	
5 永山第三SOSネットワーク事業	・フォーラムの開催や、実際に見守り活動を実施する。	20千円 (20千円)	永山第三SOSネットワーク実行委員会 (会長：葛西 輝昭) 委員 10名	
6 まちづくりニュース作成事業	・まち協の活動に関するチラシを作成し、地域の皆さんにお知らせする。	30千円 (30千円)	まちづくりニュース作成実行委員会 (会長：桑島 保夫) 委員：6名	
7 永山地区子どもの学習支援事業	・永山公民館自習室で、自習室を利用している子どもたちの見守りを行う。	30千円 (30千円)	永山地区子どもの学習支援実行委員会 (会長：桑島 保夫) 委員：7名	永山公民館と連携し、開催。

8	スープの冷めない“きずな”づくり事業	・介護施設や学生, 地域が連携し, 高齢者等の食の健康・見守りを行う。	50 千円 (50 千円)	スープの冷めない“きずな”づくり実行委員会 (会長：橋坂 いずみ) 委員：6 名	
9	永山健康マイレージ事業	・健康増進や介護予防につながる食や運動の推進	50 千円 (50 千円)	永山健康マイレージ実行委員会 (会長：豊島 琴恵) 委員：6 名	
10	永山南きづな・ほのぼのバザー事業	・障がい者や高齢者が社会や地域とつながるバザーを実施する。	50 千円 (50 千円)	永山南きづな・ほのぼのバザー実行委員会 (会長：桑島 保夫) 委員：12 名	
11	永山南地域ボランティア養成事業	・地域の困り事の解決のため, アンケート調査やボランティア研修を実施する。	50 千円 (50 千円)	永山南きづな連絡協議会 (会長：増田 晃) 委員：7 名	
12	高校生と高齢者の合同演奏会 【新規】	・旭川志峯高校とデイサービス「生きる音」の合同演奏会を開催し, 世代間交流を図る。	30 千円 (30 千円)	高校生と高齢者の合同演奏会実行委員会 (会長：橋坂 いずみ) 委員：7 名	
13	永山魅力発見隊 【新規】	・永山の魅力あるスポットを学生や地域住民で再発見する。	34 千円 (34 千円)	永山魅力発見隊実行委員会 (会長：塩尻 曜子) 委員：6 名	

5 永山まちづくり実行委員会名簿

敬称略 令和5年5月19日現在

氏名	役職	所属団体等
上野 砂由紀		公募委員
葛西 輝昭	副会長	永山地区市民委員会連絡協議会
紙谷 忠志		永山第三地区社会福祉協議会
北村 尚也		新旭川・永山南地区包括支援センター
工藤 芳美		永山第二地区市民委員会
桑畠 保夫	会長	永山西地区民生委員児童委員協議会
佐々木 忍		永山南地区市民委員会
塩尻 曜子		公募委員
島田 成人		あさひかわ商工会
杉山 文男		旭川市消防団第30分団
高橋 通江	監査	永山地域包括支援センター
高山 修		公募委員
滝澤 尚史		永山中学校PTA
土田 雅起		永山南地区社会福祉協議会
豊島 琴恵		公立大学法人旭川市立大学短期大学部
増田 晃		永山南きずな連絡協議会
松本 浩司		公募委員
宮腰 卓		北海道旭川農業高等学校
村井 博幸		永山南西地区市民委員会
山川 八重子		公募委員
計		20名

「永山まちづくり実行委員会」会則

(名 称)

第1条 本会は、「永山まちづくり実行委員会」(以下「会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会は、永山まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の所管区域において、協議会の意見を踏まえた地域の活動計画(以下「活動計画」という。)に基づく、各種事業を束ねる体制を構築し、地域内の横連携を促進するとともに、多様化する地域課題に柔軟かつ計画的に実行することにより、地域力の向上を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 会は、次に掲げる者で構成する。

- (1)活動計画に基づく、各種事業を実施している団体の長及びその団体に所属している者。
- (2)会が特別に認めた者。

(事 業)

第4条 会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 活動計画に基づく、各種事業の企画・実施及び総括・事業調整
- (2) その他、目的を達成するために必要と認められる事業

(役員を選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 複数名
- (3)会 計 1名
- (4)監 査 1名

(役員の仕事)

第6条 会長は、会を代表し、会務を総括するとともに、会議の進行を担う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会計を担当する。

4 監査は、会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会議の招集は会長が行う。

2 会議の開催は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席に代えることができる。

3 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

(経 費)

第9条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年 3月 31 日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、会長宅に置く。

(補 則)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、会議を招集してこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成29年3月29日から施行する。
- 2 会の初年度の会計年度は、第 10 条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月 31 日までとする。